

Title	「ソビエトモデル」とは何か(一): 「理論」と「実践」を踏まえて
Sub Title	What is the Soviet model?: based on theory and practice
Author	前田, 淳(Maeda, Jun)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2011
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.54, No.4 (2011. 10) ,p.33- 44
JaLC DOI	
Abstract	「ソビエトモデル」とは何か。本稿と次稿にわたり, 解明を試みる。その際, 「理論」と「実践」の双方からの分析が不可欠であるとの立場をとる。本稿では, 「ソビエトモデル」はW・ブルスが定義した「中央集権モデル」と同義にあらずとの点を確認した上で, 同モデルの理論的バックボーンを「所有理論」と「価格理論」に求め, その論点を明らかにした。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20111000-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「ソビエトモデル」とは何か（一）

——「理論」と「実践」を踏まえて——

前 田 淳

<要 約>

「ソビエトモデル」とは何か。本稿と次稿にわたり、解明を試みる。その際、「理論」と「実践」の双方からの分析が不可欠であるとの立場をとる。本稿では、「ソビエトモデル」はW・ブルスが定義した「中央集権モデル」と同義にあらずとの点を確認した上で、同モデルの理論的バックボーンを「所有理論」と「価格理論」に求め、その論点を明らかにした。

<キーワード>

「中央集権モデル」、 「ソビエトモデル」、 全人民所有、 国家所有、 社会的所有、 国有化、 価値法則

1 問題の所在

ポーランドの経済学者であるヴォジミエシ・ブルス（Włodzimierz Brus）が規定した「中央集権モデル」は、旧ソビエトでロシア革命直後から1950年代にかけて構築され、実践された「ソビエトモデル」とは一致しない。正確には、W・ブルスの「中央集権モデル」は「ソビエトモデル」の本質を捉えていない。確かに、そのシンプルな内容開示を以て必要条件の一部を素描できてはいても、十分条件を満たす充実な内容を提示してはいない。「ソビエトモデル」は、その核となる「理論的根拠」を踏まえた上で、実践条件、実践課題、さらには実践内容の骨子を複合的に統合するという方法を通して把握しなければ決して理解できない。これが本稿と次稿の我々の主旨となる。開口一番、このことを指摘しておこう。

さて、「ソビエトモデル」はその生みの親である旧ソ連邦は勿論のこと、第二次世界大戦が終結するや、旧ソ連邦の支配下に置かれた東欧諸国でも実践され、また1949年10月1日に成立した中華人民共和国の経済運営にも多大な影響を与えた。1948年に旧ソ連邦と決別し、独自路線を歩むこととなるユーゴスラヴィアは別に置くとしても、その他の東欧諸国は戦後直後にはウルトラ

工業化ではなく、個人消費の回復と戦前の経済水準の達成を最優先目標に置いていた。ところが1947年の後半に至るや、大胆な工業化計画とその実現のための「ソビエトモデル」の採用と実践を余儀なくされた。

1917年のロシア革命後、紆余曲折を経ながらも、旧ソ連邦でまずは「ソビエトモデル」が構築され確立し、定着したのはなぜか。その規定条件とは何か。そして第二次大戦後、東欧諸国が概ね「ソビエトモデル」の採用を以て経済運営に着手したのはなぜか。無論、東欧諸国に対する旧ソ連邦の政治的圧力が最大の要因であることは言わずもがなである。それでは東欧諸国における「ソビエトモデル」の実行には、非合理的な政治力が支配するばかりで、合理性のかけらも見出せぬのか。これらの問に答えるためにも、また「現代社会主義体制」が崩壊した現在、「現代社会主義」とは一体何であったのか、その歴史的意義を改めて問い直し総括するためにも、「ソビエトモデル」の内容と特質が解明されなければならない。従ってその解明が本稿と次稿の最大の目的となる。本稿においては、まず第一にW・ブルスの見解を拝聴しながら、彼の言う「中央集権モデル」の内容と特徴と限界を明らかにする。続いて、我々が「ソビエトモデル」を理解していく上でその「理論的基礎」と位置づける「所有理論」と「価格理論」を考察し、その骨子を明確にしていきたい。

2 W・ブルスの「中央集権モデル」——その内容・特徴・限界——

W・ブルスはまず経済決定を以下の如く三種類、三グループに分割する。

- 「1 経済発展の一般的方向を規定する基本的なマクロ経済的諸決定。国民所得の成長率、国民所得に占める投資と消費の割合、個々の分野や部門間への投資支出の配分、さまざまな社会グループおよび職業グループ間への消費フォンドの配分原則などが、これにあたる。
- 2 経常的（もしくは部門的）諸決定。特定部門もしくは企業の産出量と産出構造の細目、供給源と販売先、部門内もしくは企業内の人員構成と報酬の形態および方法などが、これにあたる。
- 3 個人的諸決定。家計収入の枠内での購入消費財の構造、職業および就労選択などがそれである」¹⁾

と。その上で個人の消費決定と就労決定、すなわち第三グループ以外の経済的決定に該当する第一グループ（＝マクロ経済レベル）と第二グループ（＝部門と企業レベル）について、中央レベルが決定を下すものを彼は「中央集権モデル」と規定する。

1) W・ブルス著 佐藤経明訳『社会主義における政治と経済』岩波書店（1978年）10頁

さらに、「中央集権モデル」の主要な特徴として彼は次の四点を列挙する。すなわち、

- 〔(1) 単一レベル意思決定 (one-level decision-making) である。集権モデルの他のすべての要素は、これから派生する。すなわち、
- (2) 計画の厳密に位階制的な構造。下位レベルの計画は上位レベルのそれに対応する計画の正式な従属部分であり、また、中央レベルと企業間には垂直的連関が優位を占めて、企業相互間の水平的連関は、純技術的な、計画実施上の手段的な性格しかもたない。
- (3) 最上部から下部への情報伝達は直接命令の形でおこなわれ、何を、いかになすべきかはこれにより決められる（義務的指標計画化）。下部から最上部への情報伝達は『報告』とよび得るもので、中央の諸決定のための材料を提供する。
- (4) この組織システムと必然的に関連して、現物表示での経済計算と資源配分とが優位を占める。貨幣形態は存在するが、その役割は通常、受動的である。貨幣表示の諸量は選択の基礎を成さず、たんに集計の手段および中央諸決定実施の統制手段であるにすぎない²⁾〕

と。

W・ブルスが提示する「中央集権モデル」の定義と特徴から導出されるのは、結局のところ決定内容と決定権の所在、計画の性格、そして貨幣の性格の三点に他ならない。つまり、第一グループと第二グループの決定権の所在は中央レベルにあること、計画は現物単位（＝物量単位）で表示され、直接的命令という形態をとりながら上位組織から下位組織へと伝達されること、また計画は現物単位で表示されるが故に、貨幣は受動的役割しか担うことができないというのが三点の骨子である。ただし彼は、「中央集権モデル」の中核は飽くまでも「決定権の所在は中央レベルにあり」とし、他の二点の特徴はいずれもこの中核より派生するのだという。

それでは果して「中央集権モデル」は実在したのかという問に対して彼は、

『「計画——市場、集権化——分権化」問題を分析するための妥当な出発点は、二〇年代の終わりから五〇年代の初めにかけて唯一の、後半ではほとんど唯一の（ユーゴスラヴィアが除かれる）社会主義的経済運営のかたちであった体制の実際の経験を一般化しようとする試みだと思う。もちろん私の関心は、具体的な体制の細目の叙述にあるのではなく、ただ適用された諸原則の抽象的な姿に、したがって、社会主義経済機能のいわゆる集権化モデル³⁾だけに³⁾ある』

と述べ、1920年代から50年代はじめにかけて旧ソビエトで実践された経済運営を一般化、抽象化したものが「中央集権モデル」であり、また

2) W・ブルス著 佐藤経明訳 前掲書 12頁

3) W・ブルス著 鶴岡重成訳 『社会主義経済の機能モデル』 合同出版（1971年）107～108頁

「計画経済における現実の組織諸形態の分析にとってこの集権モデルが有効でない、と考えるのは、誤りであろう。原理的には集権モデルに立脚する計画経済の作動システムを、容易に見いだすことができる。たとえば、一九四九年—五五年の時期のポーランド経済の機能システムのほあいが、それであつた」⁴⁾(・は引用者)

と、「中央集権モデル」のポーランドでの実践を明言している。またさらに彼が、1947年の後半あたりからユーゴスラヴィアを除く東欧諸国で、大胆な工業化計画の圧力が強化され、「ソヴェト・システム」のほぼ完全な模倣が開始された⁵⁾と述べていることから、「ソヴェト・システム」と「中央集権モデル」とを同義と認識し、理解していることが容易に推察される。と同時に、ポーランドのみならず他の東欧諸国での実践についても自ら語っている。

となれば、決定権の所在を中央レベルとし、物量単位で表示し、位階制的性格を有する「計画」と「受動的貨幣」から成立する「中央集権モデル」を「ソビエトモデル」と同一視してよいのかという根本的疑問が浮上する。つまりはW・ブルスによる「中央集権モデル」の定義は「機能モデル」の提示とは言え、不十分かつ簡素な形態描写にすぎない。ここからは、なぜ決定権の所在を中央レベルに置くのか、置きうるのか、将又置かねばならないのか。「ソビエトモデル」を規定した歴史的条件、或いは環境条件とは何か。またなぜ、「ソビエトモデル」の選択と実行により、旧ソ連が急速な工業化を達成できたのか、「ソビエトモデル」の核心的課題と方法、並びにレゾンデートルは見えてこない。そこで我々は、「中央集権モデル」ではなく、「ソビエトモデル」の概念を用いて、その内実を「理論」と「実践」の両面から明らかにしていきたい。そこで早速、旧ソビエトにおける「所有理論」と「価格理論」、すなわち「ソビエトモデル」の理論的バックボーンの考察と検討に着手しよう。

3 旧ソビエトにおける「所有理論」

旧ソビエトは、「決定権の所在は中央レベルにあり」とする理論的根拠をなぜ、どこに求めたのか。その点を旧ソビエト時代に出版された『経済学教程』の第三版第二巻（社会主義経済学を

4) W・ブルス著 佐藤経明訳 前掲書 13頁

5) この点に関してW・ブルスは次のように述べている。すなわち、

「一九四七年の後半に至るまでに、つまり共産主義政治体制を確立する最終局面の始まるまでに、これらすべてが変わり始めていた。さらに大胆な工業化計画への圧力が増し、直接の目標計画化が受け容れられ、計画編成機関はソ連モデルに従って徐々に姿を変え、厳格な共産党の統制に従属させられた。一九四九年の末から一九五〇年の初めまでには、計画化と経済組織のパラドックスが生じ、自らの意志でソヴェト・システムの最も忠実な模倣を始めていたユーゴスラヴィア一国が大きく逸脱するシステムへの途上にあり、一方、『社会主義への独自の道』に沿って進む試みから始まった大半のその他の国は、いやおうなしにソヴェト・システムのほぼ完全な模倣をする破目に陥っていた」と。

W・ブルス著 鶴岡重成訳 『東欧経済史 1945—80』 岩波書店 (1984年) 14頁

対象とし、『社会主義経済学』上下巻として訳出）から明らかにしていこう。同書の中で、三種類の理論的根拠——当人たちはこれを「三段階的総体把握」と言うやもしれぬが——が示されている。

本書第二章の第一節「決定的生産手段にたいする社会主義国家の所有の確立」の冒頭、「プロレタリアート独裁のもとでの国家的所有の必然性と社会的本性」を論じるにあたり、次のように説明する。すなわち、

「資本主義の基本矛盾をとりのぞき、取得形態を生産過程の社会的本性に照応させるためには、生産手段にたいする全人民的所有の確立と単一の経済的中心の創設が必要である。この中心たる機能をになうのは、社会の名においてする国家である。社会的所有の国家的形態の生成は、客観的な必然性である。労働の全般的な義務制を事実のうで確立し、個人、個々の職業、または個別の集団の利益のために共通の生産手段が利用される可能性をなくし、なにびとも不労所得を取得できないようにするためには、生産と生産物分配にたいする厳密な計算制と統制が必要である。このことは、政治権力と強制力⁶⁾をもった機関に生産手段と生産物の基本的部分を集中させることによって、達成できる」

と。

ここでは所有権を根拠に統一的管理機関と管理権を導出する方法ではなく、目的と手段の関係から所有と管理機関の必要性を把握する。つまり、生産と取得からの私的利益の一掃、すなわち社会的生産と社会的取得の実現という「目的」を実現するためには、「全人民所有の確立」、「単一の経済的中心の創設」、並びに「厳密な計算制と統制」という「手段」が必要である。また、「厳密な計算制と統制」の確立という「目的」を達成するためには、政治権力と強制力をもった機関に生産手段と生産物の基本的部分を集中させるという「手段」が不可欠である、という具合である。ここでは、「全人民的所有」と「統一的管理機関」の存在理由は、「生産と取得の社会化」実現である。またこの引用文で、社会的所有、全人民的所有、そして国家所有は同義とするという理解が貫かれている。この点に注目したい。生産手段の全人民的所有の中心的機能を果すのは国家であると明言した上で、「社会的所有の国家的形態の生成は、客観的な必然性である」⁸⁾とまで言い放つ。

ところがこの直後、決定的生産手段の国家的・全人民的所有の転化、すなわち国有化の意味を論じる段では、

6) モスクワ大学経済学部エヌ・ア・ツァゴロフ編 浅原正基／中野雄策訳 『社会主義経済学』上巻 協同産業出版部（1975年）114頁

7) 旧ソビエトにおいては、国家的所有、全人民的所有、さらには社会的所有と同義と看做す理解が支配的であったが、国家的所有＝社会的所有とする主張に批判的見解が東欧諸国で見受けられた。この点に関しては、西村可明著『現代社会主義における所有と意思決定』岩波書店（1986年）第四章第三節「『国家的所有＝社会的所有』論に対する批判的諸見解」の77～84頁を参照されたい。

8) モスクワ大学経済学部エヌ・ア・ツァゴロフ編 浅原正基／中野雄策訳 前掲書 114頁

「国家による基本的生産手段の国有化は、まず第一に、生産手段にたいする資本家的所有を廃絶し、その国におけるブルジョアジーの経済的支配を絶滅する。第二に、国有化は、国民経済の主要部門を勤労者にひきわたし、それによって、経済の社会主義セクターが発生するための基礎をきざぐ⁹⁾」

と述べ、国有化が私的所有の廃絶のみならず、経済の社会主義セクター発生⁹⁾の基礎を築くという。ここで「経済の社会主義セクター」を生産と取得の社会化を実現すべく、生産、分配、交換、消費のあらゆる過程を統一的集中的に管理する分野と理解すれば、国家的所有が「統一的管理」の前提条件となることが指摘されたことになる。目的と手段の関係で所有と管理機関の出現を正統化する先の引用文の方法とスタンスとは異質である。

またさらに第二章第二節では、国有化、すなわち生産手段の国有化が生産過程のみならず、分配・交換過程全般の社会主義的¹⁰⁾社会化の前提条件となる点を力説するが、その後の主張に注目したい。すなわち、

「資本主義的所有を労働者階級の独裁の国家の所有によって革命的におきかえることは、単一の経済計画にもとづく国有化企業の集中的管理を組織するための可能性をきりひろく。私的資本主義的所有は、法的に自立した、相互に独立の多数企業に生産を分割するのであるから、単一体としての社会的生産の集中的統一管理は不可能になる。生産手段と生産物が社会主義国家にあらわされる単一の所有者の占有・利用・処分¹⁰⁾にうつされることは、法的所有関係の体系内における個別企業のそれぞれの地位を根本的に変化させる。国有企業は、各個別に、ある程度の法的自立性をもっているけれども、自立の範囲は生産手段と生産物の所有

9) モスクワ大学経済学部エヌ・ア・ツァゴロフ編 浅原正基／中野雄策訳 前掲書 115頁

10) この点については次のように明言する。すなわち、

「生産過程の社会主義的¹⁰⁾社会化とは、社会全体のための、社会全体の規模でなされる、生産過程の集中的計画的組織の実現を意味する。すなわち、生産と分配にたいする全人民的統制と計算の調整および実施、資本主義の生産構造に固有な不つりあいの除去、経済単位間および生産者と消費者間の新しい結びつきとつりあいの成立を意味する。社会主義的国有化は、生産手段を占有した労働者階級が生産手段にたいする所有の権利の主体になることを意味するが、生産過程の社会化は、社会全体の規模での生産活動の計算と計画化の労働者階級による実現を意味する。生産過程の社会主義的¹⁰⁾社会化は、比較的長期の期間と经济管理に不可欠な経験の蓄積を必要とする。国有化は、労働者階級が以前にブルジョア制度のもとで資本家との頑強な闘争によって身につけた決断や組織性を利用して、実現することができる。しかし生産過程を社会化するには、生産を管理する能力が必要であり、費用を計算したり、生産物を分配したりする能力が必要である。レーニンは、『正しく計算し、正しく分配する能力がなくとも、『断固たる態度』だけで没収をおこなうことができるが、社会化はこのような能力なしにはできない*』ことを強調した。生産手段の国有化は、生産、分配、交換の諸過程の全人民的¹⁰⁾社会化の不可欠の条件であり、その出発点をなす。社会主義的¹⁰⁾社会化は、工場、鉱山、運輸、銀行の労働者階級による占有などの前提条件がなければ不可能である」

* レーニン「『左翼的』な見解と小ブルジョア性について」、邦訳全集版、第27巻、336ページと。

モスクワ大学経済学部エヌ・ア・ツァゴロフ編 浅原正基／中野雄策訳 前掲書 118～119頁

者である国家の諸機関によって規制される。これによって、社会主義的国家的所有の確立は、単一の経済計画を作成し、各個の国有企業にたいして遂行義務を課する指令計画として、この計画を実現させる可能性をつくり出すのである。生産手段と生産物の所有者としての国家は、すべての国有企業における再生産過程の単一の管理中心として機能する。社会主義的国家的所有が統一されているために、生産と流通についての情報を直接に企業から入手するのが可能になるし、また、経済計画を作成し、それによって国有企業全体の活動を計画にしめされている一般的生産目的に合致するように整合し、それに従属させるのが可能になる。集中的計画的な管理への移行は、生産諸力の発展を加速させるためにも、社会主義原理にもとづいて社会的総生産の構成を再編成するためにも、新しい可能性をきりひらく¹¹⁾]

と。ここで初めて、国家所有を根拠に国家が所有権のみならず利用権、処分権を行使すると同時に、統一的計画権を保有し、国有企業に対しては義務的指令を課することが断言された。国家所有を基盤とする集中的計画的な管理権の発揮の意義として、生産諸力の加速的発展と社会的総生産構成の再編が指摘されている点も看過できない。生産と取得の社会化という「目的」を実現するための「手段」としての統一的な管理機関の必要性ではなく、「社会主義セクターが発生するための基礎」、すなわちその前提条件としての国家所有という理解でもなく、国家的統一的な管理権の決定的根拠としての国家所有を高らかに宣言するに至った。この意義は甚大である。

ここでもう一点、国有企業はある程度の法的自立性を持ちながらも、国有企業の「自立の範囲」を決定するのは、生産手段と生産物の所有者、すなわち国家の諸機関であると明言されたことに注目したい。これは、国家による中央集権的管理の絶対的固定性の放棄である。生産手段と生産物の所有者たる国家は、企業に自主権を付与する決定をも下す。つまり、中央集権的管理とするか、或いは分権的管理とするか、管理運営方法選択の決定権は国家に帰属する。国家所有は中央集権的計画経済、分権型計画経済の双方の成立をも可能とする理論的バックボーンを提示したことになる。が、生産と取得の社会化を実現するためには「国家所有」と「統一的な管理機関」、並びに「厳密な計算制と統制」を必要不可欠とするという前段の主張とは明らかに矛盾する。

次に、旧ソ連共産党第二十七回大会後、まもなく旧ソ連で刊行された『現代社会主義的政治経済学』において、所有と管理が如何に論じられているのか、考察しておこう。当文献では、国家所有ではなく「社会的所有」¹²⁾の概念を前面に出しながら「生産手段の社会的所有は、社会主義経

11) モスクワ大学経済学部エヌ・ア・ツァゴロフ編 浅原正基／中野雄策訳 前掲書 123～124頁

12) 「社会的所有」の概念について次のように述べている。すなわち、

「社会的所有は、二つの基本的形態に具現されている客観的な経済的内容をもっている。その機能と発展は、社会主義国家によって制定される法規範により規制されている」、そしてまた、

「社会主義的社会的所有が発生するためには、最初に生産手段が国有化されなければならないことは言うまでもない。しかしこの行為によっては、その私的資本主義的取得の権利だけが廃止されるにすぎない。生産手段の社会的取得を経済的に確かなものとし、生産手段を実際に社会化するためには、なによりもまず生産手段と働き手とを結合し、こうした結合を組織的に定着させ、再生産過程を組織する必要がある。だからこそ、自己運動の結果としての生産手段の全人民的取得の成立や、所有による経済的内容の獲得においては、端初的な役割が生産諸要因の直接に社会的な結合様式に属しているのである」

済システムの基礎である¹³⁾とした上で、社会的所有の客観的地位と役割は以下の五点であるという。その五点とは、

「第一に、生産手段の社会的所有の関係から、システムのあらゆる要素——労働の全般性
の関係、集団主義と相互援助、社会的生産の最高目的や計画性や労働に応じた分配の関係そ
の他——が現れてくる。生産手段の社会的所有の関係は、生産関係システム全体のなかに現
れ、展開される。第二に、社会的所有関係にもとづいて、社会の社会的一階級的構成が質的
に改変される。搾取階級が一掃され、労働者階級、協同組合化された農民、その他の社会階
層のあいだに、緊密な同盟と協力の関係や、主要な点——社会主義制度の強化と改善、完全
な社会的平等への漸次的前進——での利害の一致がうちたてられる。第三に、生産手段の社
会的所有関係は、生産関係の古い形態を新しい社会経済的内容で満たした。社会主義以前の
生産様式にも固有な、必要生産物と剰余生産物の生産の関係や、商品—貨幣関係は、集団主
義的な内容を獲得する。それらは、生産手段の社会的所有によって改変され、社会主義の単
一の経済システムのなかに包摂され、経済の実際場でつねに再生産され、首尾よく利用さ
れる。第四に、生産手段の社会的所有関係は、生産過程で『仕掛けられる』とともに、次い
で、分配、交換、消費の局面に浸透していき、これらを社会経済的単一性に統合し、単一の
内容によって結びつける。再生産過程では、消費された生産手段（所有対象）が復興し、そ
の量的および質的増大が生ずる。同時に、生産手段と労働結果の社会的取得関係もまた不断
に更新される。第五に、生産手段の社会的所有は、全人民的協業と、単一の社会的経済運営
の必然性とを生みだす。この結果、国の単一の経済的センターの発生が客観的に条件づけら
れる。わが国や他の社会主義諸国では、閣僚会議や中央計画機関を先頭とする国家機関・制
度のシステムがこうしたセンターである¹⁴⁾」

「生産手段の社会的所有」は、第一にシステムのあらゆる要素の出現、第二に階級構成の質的
改善（＝搾取階級の一掃）、第三に生産関係の社会化、第四に生産、分配、交換、消費の社会経
済的単一的統合、そして第五に全人民的協業と単一の社会的経営運営の五点を基礎づけるとい
うのがその骨子である。ここでとり分け注目したいのが、第四点目と第五点目である。第四点目では、
生産過程で生じる生産手段の社会的所有関係が、分配、交換、消費というあらゆる経済局面に浸
透し、社会経済単一性を形成せしむと述べ、第五点目は、生産手段の社会的所有が単一の社会的
経済運営、そのための行使機関、すなわち国家的単一の経済的センターを必然的に発生せしむと

、と。つまり「社会的所有」に具現化される客観的な経済的内容とは、「生産手段の国有化」（＝必要条件）
と「生産手段と労働者との直接的、無媒介的結合と組織化、さらには再生産過程の組織化」（＝十分条件）
の結合であり、この客観的経済的機能が法規範により規制されていなければならないという。

エリ・アバルキン編 岡田進訳 『現代社会主義の政治経済学』上巻 協同産業出版部（1987年）90頁／
91～92頁

13) エリ・アバルキン編 岡田進訳 前掲書 93頁

14) エリ・アバルキン編 岡田進訳 前掲書 93～94頁

15) 言う。また、単一の国家的経済的センターとは閣僚会議であり、中央計画機関であると明言する。四点目と五点目は、『経済学教程』で示された「三種類の理論的根拠」の二つ、すなわち「社会主義セクターが発生するための基礎」としての「所有」、さらには国家的統一的管理権の決定的根拠としての「所有」と重なる。

4 旧ソビエトにおける「価格理論」

旧ソビエトの社会主義理論の中で価値と価格は如何に理解されているのか。二つの文献を考察していこう。

『経済学教程』の第三版第二巻において、価値と価格の一般的関係について次のように論じられている。すなわち、

「価値は、社会の意志と意識にかかわらず、客観的に形成される。社会は、価値に影響をおよぼすあれこれの要因に作用することができるけれども、価値自体は直接的には作用の対象にはならない。しかし価格は、価値とは事情が異なっている。価格は価値の貨幣的表現であるが、しかし価格の価値への依存は相対的である。この相対的性格は二重的である。第一に、価格の変動はかならずしも価値の変動の反映とはかぎらない。第二に、価格が変化しないことは価値が変化しないことを意味しない。したがって、価格と価値を同一視してはならないし、同様に、価格を価値に還元してはならない。価格は価値がなければかんがえられないけれども、価値の貨幣的表現としての価格は、価値と合致しない可能性をすでにそれ自身のなかにくんでいっている。需要と供給が合致しないことは、価格が価値よりも低くまたは高くなる可能性をもたらす。独占価格の理論からあきらかなように、独占価格には独占的高価格と独占的低価格がある。価値法則の作用機構は、価格変動なしにあらわすことができない。価格は価値の運動を反映するけれども、それは一般的・全般的にのみ反映するのである」¹⁶⁾

と。価値は、社会の意志と意識とは無関係に客観的に形成される。それに対し価格は、価値に対

15) 生産手段の社会的所有を根拠に国家的単一の経済センターの発生を必然視する見方と同時に別の視点も開示されている。すなわち、

「国家的所有の全人民的性格は、生産手段を取得するのは全体としての社会だけであり、社会が唯一の所有主体である、という点にある。全人民的所有は、全人民的労働集団に統合された勤労者自身の所有である。社会主義国家は、社会の委任により経済運営の主体として現れる。全人民的取得は、生産が全社会により、全社会の利益のために行われる、ということの意味する。言いかえれば、社会的総生産物と国民所得の取得は、勤労者の福祉の向上と個人の能力の発達のために社会の規模での経済運営を行うことを可能にするのである」（・と・は引用者）と。ここでは所有を根拠に管理主体を引き出すのではなく、「社会の委任」故に国家が経済運営の主体として登場する。ところが「社会」とは何かが確定されず、従って「社会の委任」が如何なる方法と形式を以て実行されるのかも不明である。

エリ・アバルキン編 岡田進訳 前掲書 99頁

16) モスクワ大学経済学部エヌ・ア・ツァゴロフ編 浅原正基／中野雄策訳 前掲書 426頁

して全面的に依存し、運動し展開していくわけではない。両者は常に乖離可能性を孕んでいる。さらに次のように指摘する。すなわち、

「価値を直接規制することはできない。価格は価値の外的形態である。価格は認知できるだけでなく、直接に管理することができる」¹⁷⁾(・と・は引用者)

とした上で、

「社会の規模での計画的経済運営の諸課題に対応して価格を規制する必要があることについては、すこしも疑いはない。社会的生産の発展の国民経済計画は、社会的総生産の計画的組織の端初的基礎である。しかしこのことは、社会主義経済のいわゆる最適機能論者がかんがえているように、価格が価値という自分の基礎をうしなったことを意味するのではない。社会主義のもとで価格の運動形態がどんなに変化し、計画的経済運営の諸条件のもとで価値法則の作用がどんなに制限されるにしても、価格の端初的規定は、やはり価格が価値の貨幣的表現であるということである。ソ連邦共産党綱領は、価格が社会的に必要な労働の支出をますます反映しなければならないことを指摘しているが〔邦訳、前掲、『世界政治資料』、37ページ〕、これはこの前提から出発しているのである。しかしこのことは、価格が社会的に必要な労働の支出にひとしくなければならないことを意味するのではない*。

* 価格による価値の表現とは、価格が価値の形態であることを意味する。価格による価値の反映は、価格の運動が社会的に必要な労働の支出の運動に照応しなければならないことを意味する。したがって、価格における社会的に必要な支出の反映という定式は、価格の運動と労働の支出の運動との結びつきを確定するのである。しかしこの定式は、労働の支出と価格とのあいだにどのような量的関係があるかをあきらかにするのではない。それゆえに、この定式は、価格が価値の貨幣的表現であるというマルクス主義の命題に矛盾しない。それとともに、この定式がしめしていることは、社会主義の条件のもとでも、価格は価値との結びつきをうしなわないこと、また、価値をつうじて労働の支出との結びつきをうしなわないことである。

価格は、価格本来の性格におうじてのみ計画にやくだつことができる。一定グループの諸関係をあらわす従属的範疇は、いずれも、それ本来の性格の範囲内でのみ、機能することができるのであり、支配的範疇の実現にやくだつことができる。したがって、価格が存在するかぎりには、価格は価値の表現以外のものではありえない。したがってまた、結局は価格は、労働の支出を表現する特定の社会的様式なのである。計画経済のもとでは、価格は社会的に必要な労働支出を反映するだけでなく、社会的生産計画によって形成される諸課題の解決手段としてもやくだつ。計画経済のもとでの価格の機能の問題と、この機能を利用する方法の問題の解明は、社会主義的生産の管理理論を発展させる重要な要因である」¹⁸⁾(・と・は引用者)

17) モスクワ大学経済学部エヌ・ア・ツァゴロフ編 浅原正基／中野雄策訳 前掲書 430頁

18) モスクワ大学経済学部エヌ・ア・ツァゴロフ編 浅原正基／中野雄策訳 前掲書 431頁

と言う。つまり、価値と価格は本来的に乖離可能性を有し、価値は直接規制できないが、価格は管理可能である。社会主義計画経済の下では価値と乖離しうる価格を政策的手段として利用し、諸課題の解決を実現する。とは言え価格が社会的必要労働の支出を反映することを否定するわけではないし、反映することの重要性を益々認識しているのだと言う。

また『現代社会主義の政治経済学』の上巻では、

「価値法則は、客観的に、社会主義的生産の計画的な、つり合いのとれた発展の法則の作用に従属している。まさにこの法則が、社会主義経済の計画的な機能様式と、社会主義に固有な経済法則の計画的な作用様式を規定しているのである。このことは、経済の計画的な機能メカニズムのなかにこれを有機的に包摂することを前提とするような価値法則の作用（と利用）が、社会主義の本性に合致したものだということを意味する。以上に述べたことから、価値法則を自然成長性の担い手とみなすことは誤りである。そのように見ることは、社会主義のもとでのその新しい内容を見ず、これを単一の経済法則システムから切り離し、これによってその作用を、¹⁹⁾生産手段の私的所有の支配のもとで価値法則が機能する条件と同一視することを意味する」

とし、価値法則は社会主義的生産の計画的発展法則に従属し、私的所有が支配する価値法則とは異なる機能を果すと明言し、

「社会主義の経済法則システムにおける環としての価値法則は、そのことによって、国民経済の発展の客観的規制者の全総体のなかに含まれている。一方では、具体的な発現形態を通じて、それは、社会主義経済の計画的規制の単一のメカニズムのなかに包摂され、そこで副次的な、補助的な役割を果す。他方では、それは、商品＝貨幣関係の部面に直接規制的作用をおよぼす。ここでは、その役割はより顕著で、しばしば規定的でもあるが、しかしそれはやはり孤立してではなく、他の法則との相互連関のなかで作用する。このことは、計画的な価格形成を例にとりて見ればよくわかる。社会主義のもとで、価格とその基礎にある社会的に必要な労働支出の形成のメカニズムは、計画的性格を獲得する。資本主義に固有な価格の運動の自然成長性（国家独占資本主義的価格規制を捨象すれば）²⁰⁾は除去される」

と言う。

かくて、社会的に必要な労働支出の貨幣表現たる価格と、一般的価値・価格関係の中に存在する「価値と価格との乖離可能性」を拠り所として計画経済遂行の積極的槓桿、すなわち再配分機

19) エリ・アバルキン編 岡田進訳 前掲書 216頁

20) エリ・アバルキン編 岡田進訳 前掲書 217頁

能を発揮させようとする「計画価格」は明らかに別物である²¹⁾。がしかし、二要素を「価格」に担わせることの正当性を両文献で力説することになっている。

21) 岡稔氏は、国民所得の「再分配」の三形態を説明した上で、「価格の再分配機能」は、社会的労働支出の貨幣表現としての「価格」とは矛盾すると明言し、社会主義企業のホズラスチョートの存立を妨げかねないと警鐘を鳴らす。すなわち、
 「周知のように、国民所得の『再分配』というばあいには、少くもつぎの三つのばあいがありうる。第1は、いうまでもなく、各種のサービスにたいする支払という形での『再分配』である。総じて、国民所得を造出することに参加しない個人や企業の収入はすべて国民所得の再分配の産物である。第2に国民所得の再分配は国家財政を媒介としておこなわれる。財政収入と財政支出の各種項目は再分配の形態である。第3に、価値と価格を乖離させ、不等価交換を組織するなら、交換対象物と同時に価値の一部が移転され、国民所得の再分配がおこる。これが価格の再分配機能と呼ばれるものである。社会主義国家が計画的に国民所得の再分配を組織するということ（たとえばある部門で生産された国民所得を当該部門に止めてその部門での投資または消費に向けさせないで、他の分野に充用すること）は、全く合理的なことである。しかし、そのことを価値と価格の乖離によって、不等価交換によって、行わなければならない理由はない。クロンロードやストルゥミリンやベルキンが主張したように、同じことを財政手段によって、つまり交換の等価性を少しも侵犯することなしに、実施することができるのである。『価格の再分配機能』は価格の第1の機能——社会的労働支出の貨幣表現——と矛盾し、価格に立脚するいっさいの経済計算を歪める。したがってまた、それは社会主義企業のホズラスチョートそのものを、くつがえす結果になりかねない。少くもホズラスチョート上の利益と国民経済的見地からみた利益との乖離が不可避となる。それはまた労働に応じた分配の正しい組織化を、たとえ全く不可能にしないともしも甚だしく困難にする。さらにまた、合理的な消費構造の形成もこれによって阻害される。要するに、『価格の再分配機能』という形で価値と価格の乖離に一般的祝福を与えることは、社会主義のもとでの価値法則の利用と両立しないように思われる」と。

岡稔著 『計画経済論序説』 岩波書店（1963年）153～154頁